

# 令和5年度下半期 監査の概要（令和6年2月7日までの決定分）

## ■ 範囲

主に令和4年度における地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び同条第2項に規定する事務の執行並びに同条第7項に規定する財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行を監査するとともに、事業内容・処理状況により、それ以外の年度についても監査対象とした。

## ■ 結果

監査を実施した範囲における検出事項の概要は以下のとおりである。

### 1 施策事業に関するもの 2件

	項 目	部 局 等
1	西大阪治水事務所における津波・高潮ステーションの運営について	西大阪治水事務所
2	大阪府教育センターにおける教育相談の取組について	教育センター

### 2 事務処理に関するもの 28件 17所属（※検出事項の重複する所属があるため、所属数は合計と一致しない。）

#### (1) 財務会計事務 2件 2所属

- ・ 決裁遅延 2件 2所属

#### (2) 庶務諸給与事務 12件 6所属

- ・ 管内旅費の支給事務の不備 5件 5所属
- ・ 旅費の精算事務の不備 2件 2所属
- ・ 不適切なサービス管理 5件 4所属

#### (3) 資産管理事務 6件 6所属

- ・ 公有財産台帳の登載誤り 5件 5所属
- ・ 備品管理の不備 1件 1所属

#### (4) 新公会計制度事務 6件 6所属

- ・ 建設仮勘定の精算事務の不備 1件 1所属
- ・ 資産と費用の区分誤り 5件 5所属

#### (5) その他の事務 2件 2所属

- ・ 有効期間を経過した計量器の使用 1件 1所属
- ・ 毒劇物管理の不備 1件 1所属

■ 対象機関

	所管部局	監査対象機関
本 庁 (1)	監査委員事務局	監査委員事務局
出 先 機 関       (64)	政策企画部	消防学校、東京事務所
	財務部	府税事務所（中央・なにわ北・なにわ南・三島・豊能・泉北・泉南・南河内・中河内・北河内）、大阪自動車税事務所
	府民文化部	消費生活センター、日本万国博覧会記念公園事務所、パスポートセンター
	福祉部	障がい者自立センター、砂川厚生福祉センター、障がい者自立相談支援センター、女性相談センター、子ども家庭センター（中央・池田・吹田・東大阪・富田林・岸和田）、修徳学院、子どもライフサポートセンター
	健康医療部	保健所（池田・茨木・守口・四條畷・藤井寺・富田林・和泉・岸和田・泉佐野）、こころの健康総合センター
	商工労働部	計量検定所、高等職業技術専門校（東大阪・夕陽丘・南大阪・北大阪）、大阪障害者職業能力開発校
	環境農林水産部	農と緑の総合事務所（北部・中部・南河内・泉州）、動物愛護管理センター、家畜保健衛生所
	都市整備部	土木事務所（池田・茨木・枚方・八尾・富田林・鳳・岸和田）、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所、モノレール建設事務所
財政的援助団体等        (11)	教育庁	教育センター、中之島図書館、中央図書館
	副首都推進局	公立大学法人大阪
	府民文化部	一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団
	福祉部	一般財団法人大阪府青少年活動財団
	健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
	商工労働部	公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団、地方独立行政法人大阪産業技術研究所
	環境農林水産部	公益財団法人大阪府漁業振興基金
	都市整備部	大阪府土地開発公社、大阪府道路公社、公益財団法人大阪府都市整備推進センター
教育庁	少年自然の家共同事業体	

**施策事業に関するもの**

- 1 西大阪治水事務所  
西大阪治水事務所における津波・高潮ステーションの運営について・・・・・・・・1
  
- 2 教育センター  
大阪府教育センターにおける教育相談の取組について・・・・・・・・3

**事務処理に関するもの**

- 1 財務会計事務  
(1) 決裁遅延・・・・・・・・5
  
- 2 庶務諸給与事務  
(1) 管内旅費の支給事務の不備・・・・・・・・7  
(2) 旅費の精算事務の不備・・・・・・・・12  
(3) 不適切なサービス管理・・・・・・・・15
  
- 3 資産管理事務  
(1) 公有財産台帳の登載誤り・・・・・・・・20  
(2) 備品管理の不備・・・・・・・・25
  
- 4 新公会計制度事務  
(1) 建設仮勘定の精算事務の不備・・・・・・・・26  
(2) 資産と費用の区分誤り・・・・・・・・27
  
- 5 その他  
(1) 有効期間を経過した計量器の使用・・・・・・・・32  
(2) 毒劇物管理の不備・・・・・・・・33

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																
<p>1 西大阪治水事務所の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西大阪地域は、その地形的条件から台風による高潮が起りやすく、また地震等による津波に対しても甚大な被害が想定されることから、防災機能の強化が重要な地域であり、西大阪治水事務所（以下「事務所」という。）では、そうした被害を防ぐため、防潮堤・水門・排水機場等の整備及び維持管理を行うとともに、発災時に迅速且つ的確な対応ができるよう、各種防災訓練の実施など、体制の充実を図っている。</li> <li>府民の防災意識の向上を図るため、事務所に併設している防災学習施設である津波・高潮ステーション（平成21年9月8日開設。以下「津波・高潮ST」という。）を運営している。</li> </ul> <p>2 津波・高潮STについて</p> <p>(1) 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波・高潮STは、事務所が所管する防潮堤や水門などの津波・高潮防御施設の一元管理を行う「防災棟」と、府民の防災意識の向上を目的とした「展示棟」を併せ持つ施設。津波・高潮が発生したときの西大阪地域の防災拠点及び津波・高潮災害に関する啓発拠点として位置付けられている。</li> <li>「展示棟」では府における大規模な高潮被害の歴史や、地震、津波発生時の対応などを学べる。入館料無料。</li> </ul> <p>(2) 利用状況の推移</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開館以降、最も来館者数が多かったのは東日本大震災発生後の平成23年度で約4.5万人、次いで平成30年度の約4万人（大阪北部地震、台風21号発生）となっている。</li> <li>来館者の目標数は、大阪市内及び泉州沿岸市町の小学校500校のうち半数の250校から、1校あたり約80人として2万人、自治体や防災関係者1万人の合計3万人程度としている。</li> <li>来館者数は新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）の影響を受け大幅に減少したが、回復傾向にある。</li> <li>府内小中学生の来館者数はコロナ禍前の水準を回復した一方、全体の来館者数は半減しており、その要因分析はなされていない。</li> <li>令和4年度の来館学校数を見ると、大阪市内の学校が小学校68、中学校22と多くを占めている一方、泉州沿岸の高潮浸水想定区域の12市町からは7市町、小学校4、中学校3となっている。</li> </ul> <p>&lt;表1&gt; 来館者数推移(過去5年間：平成30年度～令和4年度)</p> <table border="1" data-bbox="270 1392 1121 1625"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>来館者目標数</th> <th>来館者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td rowspan="5">30,000人</td> <td>39,812人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>31,156人</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>7,883人</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>10,342人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>15,570人</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;表2&gt; 府内学校関係の来館校数及び人数の推移(過去5年間：平成30年度～令和4年度)</p> <table border="1" data-bbox="270 1682 1724 1835"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>50校/3,961人</td> <td>40校/2,906人</td> <td>34校/2,348人</td> <td>55校/3,607人</td> <td>75校/4,794人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>37校/2,129人</td> <td>37校/1,887人</td> <td>15校/786人</td> <td>23校/1,063人</td> <td>35校/1,554人</td> </tr> </tbody> </table>	年度	来館者目標数	来館者数	平成30年度	30,000人	39,812人	令和元年度	31,156人	令和2年度	7,883人	令和3年度	10,342人	令和4年度	15,570人		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	小学校	50校/3,961人	40校/2,906人	34校/2,348人	55校/3,607人	75校/4,794人	中学校	37校/2,129人	37校/1,887人	15校/786人	23校/1,063人	35校/1,554人	<p>1 津波・高潮STでは、施設運営の参考とするため、来館者にアンケートを実施しているが、回答数は来館者数の1%未満にとどまっていることから、効果検証が十分に行われているとは言えない。</p> <p>また、年度ごとにアンケートを集計しているが、来館者の属性に関して居住地や年代等の集計や分析はされておらず、利用促進に向けた検討が十分に行われているとは言えない。</p> <p>2 来館者の目標数について、学校関係は、大阪市内及び泉州沿岸市町の小学校500校のうち半数の250校としているが、令和4年度の府内小中学校の来館学校数は、大阪市内の小中学校が90校と多くを占める一方で、泉州沿岸の高潮浸水想定区域の12市町からは7市町の7校しか来館しておらず、土木事務所等と連携した働きかけが十分に行われているとは言えない。</p>	<p>1 来館者に対してアンケートの回答を促す仕組み作りや学校引率者に回答を依頼するなどして回収率を高め、施設運営への活用を図られたい。</p> <p>また、アンケートの集計結果について、来館者の居住地等の構成を多角的に分析した上で、利用促進の方策を検討されたい。</p> <p>2 津波や高潮の被害が想定される区域の小中学校の利用促進に向け、土木事務所等と連携した働きかけの実施など効果的な方策を検討されたい。</p>
年度	来館者目標数	来館者数																																
平成30年度	30,000人	39,812人																																
令和元年度		31,156人																																
令和2年度		7,883人																																
令和3年度		10,342人																																
令和4年度		15,570人																																
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																													
小学校	50校/3,961人	40校/2,906人	34校/2,348人	55校/3,607人	75校/4,794人																													
中学校	37校/2,129人	37校/1,887人	15校/786人	23校/1,063人	35校/1,554人																													

3 津波・高潮S Tの利用促進に係る取組及び効果検証について

(1) 利用促進の取組

- ・府内小中学校への案内状の送付
- ※令和4年度実績は小学校**978**校（府内全**986**校）、中学校**511**校（府内全**515**校）、高校**282**校、支援学校等**55**校。
- ・インターネットメディア（ホームページ、SNS、YouTube）を活用した情報発信
- ・マスメディア（テレビ、ラジオ）の防災啓発番組での紹介
- ・府政学習会等の防災啓発イベントの開催、出展
- ・区役所や大阪科学技術館などへのチラシ配架協力依頼
- ・小中学校の防災教育のツールとして津波・高潮S Tのガイダンスビデオの提供

(2) 利用者の声の把握など効果検証の状況

- ・津波・高潮S T運営の参考とするため、来館者にアンケートを実施している。
- ・アンケートの設問は次のとおり。  
来館者の属性（居住地(団体の場合は所在地)、性別、年代、同伴者の属性(団体の場合は人数及び団体概要)）、来館目的、来館回数、来館経緯（どこで津波・高潮S Tを知ったか）、津波・高潮などに対する意識変容の有無、良かった点、悪かった点、印象に残った展示物や施設、点数評価（10点満点）、その他意見（自由記入欄）
- ・アンケート集計結果の概要は次表のとおり。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数（再掲）	31,156人	7,883人	10,342人	15,570人
有効回答数	45件	45件	32件	82件
津波に対する意識の変容	41件（98%）	39件（89%）	24件（83%）	69件（91%）
高潮に対する意識の変容	36件（88%）	39件（89%）	26件（90%）	69件（93%）
点数評価（10点満点）で8点以上と回答した数	39件（95%）	39件（91%）	26件（90%）	69件（95%）

※（）内は当該設問の回答総数に占める割合

- ・回答内容は、有効回答数のおよそ8割以上が「津波・高潮などに対する意識が変わった」と回答するなど、概ね好評なものが多い。
- ・回答数は来館者数の1%未満となっており、著しく少ない。
- ・アンケートは見学コースの出口付近に配置。事務所では、アンケートの記入者は、関心の高い方や展示内容に感銘を受けた方が中心となっていると推察しており、防災意識の高い貴重な意見が寄せられているとしている。
- ・年度ごとにアンケートの回答内容を集計しているが、来館者属性に関しては同伴者の属性及びその人数のみ集計項目となっており、来館者の居住地や年代等については集計されていない。

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年12月1日、事務局：令和5年10月10日）

大阪府教育センターにおける教育相談の取組について

対象受検機関：教育センター

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																																																													
<p>1 教育相談の概要</p> <p>(1) 教育総合相談事業（電話・メール・面接相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府教育センター（以下「教育センター」という。）では、府内の児童生徒、保護者及び教職員からの教育に関する様々な相談に対して、電話、電子メール及び面接による教育相談を実施し、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行っている。</li> <li>相談体制（令和4年度）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="278 625 1688 865"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談日・対応時間</th> <th>相談員の配置</th> <th>専門相談員の配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>月～金曜日 9:30～17:30</td> <td>非常勤職員3名 (管理職(校長)経験者)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>メール相談</td> <td>24時間受付(3日以内に返信)</td> <td rowspan="2">非常勤職員3名 (臨床心理士等)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>面接相談</td> <td>月～金曜日 9:30～17:30 (予約制)</td> <td>専門相談員4名(精神科医2名、臨床心理士2名)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) SNS活用相談体制整備事業（LINE相談）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度からSNSを活用した相談体制を構築し、府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校の児童生徒（大阪市立・堺市立を除く。）を対象に、LINEを活用した教育相談を実施することにより、児童生徒がより相談しやすい環境を整え、支援の充実を図っている。</li> <li>相談体制（外部の専門機関へ委託）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="278 1087 1688 1222"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談日・対応時間</th> <th>相談員の配置</th> <th>スーパーバイザーの配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>月曜日 17:00～21:00</td> <td>8名/日（臨床心理士等）</td> <td rowspan="2">1名（臨床心理士等）</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>日～木曜日 19:00～22:00に拡充</td> <td>3名/日（臨床心理士等）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 相談対応状況</p> <p>(1) 電話・メール・面接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受け付けた相談に対し、全て対応しているため、対応率は100%である。</li> <li>教育総合相談の件数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="278 1409 1205 1715"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>電話相談</th> <th>メール相談</th> <th>面接相談</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2,350件</td> <td>1,220件</td> <td>649件</td> <td>4,219件</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,529件</td> <td>992件</td> <td>598件</td> <td>4,119件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,724件</td> <td>1,415件</td> <td>419件</td> <td>4,558件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,687件</td> <td>1,527件</td> <td>356件</td> <td>4,570件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>2,172件</td> <td>1,010件</td> <td>419件</td> <td>3,601件</td> </tr> <tr> <td>令和5年度※</td> <td>1,003件</td> <td>384件</td> <td>220件</td> <td>1,607件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度は4月1日から9月30日までの件数</p>		相談日・対応時間	相談員の配置	専門相談員の配置	電話相談	月～金曜日 9:30～17:30	非常勤職員3名 (管理職(校長)経験者)	—	メール相談	24時間受付(3日以内に返信)	非常勤職員3名 (臨床心理士等)	—	面接相談	月～金曜日 9:30～17:30 (予約制)	専門相談員4名(精神科医2名、臨床心理士2名)		相談日・対応時間	相談員の配置	スーパーバイザーの配置	令和4年度	月曜日 17:00～21:00	8名/日（臨床心理士等）	1名（臨床心理士等）	令和5年度	日～木曜日 19:00～22:00に拡充	3名/日（臨床心理士等）	年度	電話相談	メール相談	面接相談	合計	平成30年度	2,350件	1,220件	649件	4,219件	令和元年度	2,529件	992件	598件	4,119件	令和2年度	2,724件	1,415件	419件	4,558件	令和3年度	2,687件	1,527件	356件	4,570件	令和4年度	2,172件	1,010件	419件	3,601件	令和5年度※	1,003件	384件	220件	1,607件	<p>1 電話・メール・面接相談の対応率は100%となっているが、LINE相談においては令和4年度は83.4%であり、前年度から約5ポイント低下している。</p> <p>また、令和5年度については、7月末時点で72.1%と更に約10ポイント低下している。</p> <p>2 LINE相談について、相談者に対し事後アンケートを実施し、満足度や意見を確認しているが、メールや面接による相談では、相談者に対するアンケート等は行われておらず、相談者のニーズの把握が十分とは言えない。</p>	<p>1 LINE相談について、悩みを抱えた児童生徒の誰かに相談したい思いに応えられるよう、相談実績を分析し、相談の質に留意しながら、対応率の向上に向けた取組を検討されたい。</p> <p>2 各相談が相談者のニーズに対応したものとなっているかを確認し、運用のPDCAを図っていくためには、相談者の満足度や意見を収集することが重要であることから、メールや面接による相談について、相談者のニーズを把握する仕組みを検討されたい。</p>
	相談日・対応時間	相談員の配置	専門相談員の配置																																																												
電話相談	月～金曜日 9:30～17:30	非常勤職員3名 (管理職(校長)経験者)	—																																																												
メール相談	24時間受付(3日以内に返信)	非常勤職員3名 (臨床心理士等)	—																																																												
面接相談	月～金曜日 9:30～17:30 (予約制)		専門相談員4名(精神科医2名、臨床心理士2名)																																																												
	相談日・対応時間	相談員の配置	スーパーバイザーの配置																																																												
令和4年度	月曜日 17:00～21:00	8名/日（臨床心理士等）	1名（臨床心理士等）																																																												
令和5年度	日～木曜日 19:00～22:00に拡充	3名/日（臨床心理士等）																																																													
年度	電話相談	メール相談	面接相談	合計																																																											
平成30年度	2,350件	1,220件	649件	4,219件																																																											
令和元年度	2,529件	992件	598件	4,119件																																																											
令和2年度	2,724件	1,415件	419件	4,558件																																																											
令和3年度	2,687件	1,527件	356件	4,570件																																																											
令和4年度	2,172件	1,010件	419件	3,601件																																																											
令和5年度※	1,003件	384件	220件	1,607件																																																											

(2) LINE相談

- ・相談開始以来、毎年、相談実施日数や対応する相談員の数が異なるため対応率に違いがあるが、令和4年度は**83.4%**と前年度より約5ポイント低下している。また、令和5年度は相談実施日を週1日から週5日に拡充したことにより、相談日当たりの相談員の配置人数が減となり、7月末時点で**72.1%**と更に約**10**ポイント低下している。
- ・受付時間内に相談員の数を超えて入ってきた相談には、自動応答で混雑中とわかるメッセージを相談者に返信するとともに、**24時間**利用できる電話相談やメール相談などを案内している。
- ・アカウント登録用QRコードを掲載した周知カードを全対象児童生徒に配布しているが、配布後は相談が集中するため、時期をずらした配布や、相談件数が多くなると予測される日は相談員の配置人数を増やすなどの対応率低下を補うための工夫を行っている。
- ・LINE相談の受付件数、対応件数、対応率等

年度	受付件数※1	対応件数※2	対応率	相談実施日数
平成30年度	1,610件	831件	51.6%	50日
令和元年度	1,360件	952件	70.0%	49日
令和2年度	2,344件	1,847件	78.8%	69日
令和3年度	1,311件	1,162件	88.6%	59日
令和4年度	1,534件	1,279件	83.4%	59日
令和5年度※3	1,640件	1,182件	72.1%	81日

※1 受付時間内にアクセスのあったアカウント件数

※2 アクセスに対し対応時間内に相談員が相談を開始した件数

※3 令和5年度は4月1日から7月31日までの件数

3 相談者の満足度等の確認

(1) メール・面接相談

- ・相談者に対して、課題解決につながったかや相談員の対応についてのアンケート等は行っていない。
- ・その理由は、相談直後にアンケートを取ることは相談者の負担を増す恐れがあるため、相談員が作成した相談記録を業務の改善に活かすことで、相談者のニーズに対応できるためとしている。

(2) LINE相談

- ・相談終了後に委託事業者が事後アンケート（満足度や意見の確認）を実施している。
- ・集計結果（令和4年度）  
相談が終わった後の気持ち、悩みごとが解決したか、また使いたいかの設問について、いずれも8割以上が肯定的な回答をしている。  
自由回答では「9時以降もやってほしい」「相談できる曜日を増やしてほしい」等の要望が寄せられた。
- ・集計結果により、LINE相談は子どもたちにとって気軽に相談できる有効なツールであると分析している。

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年12月4日、事務局：令和5年10月13日）

# 1 財務会計事務

## (1) 決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
東京事務所	<p>タクシー使用料の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。</p> <p>契約名称：タクシー使用料の経費支出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日</li> <li>2 経費支出変更伺書の起案日：令和5年5月12日</li> <li>3 経費支出変更伺書の決裁日：令和5年5月12日</li> <li>4 支出負担行為変更額：29,470円</li> </ol>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            （支出負担行為）  <b>第39条</b> 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>  <b>第39条関係</b>            2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの                契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの                経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
家畜保健衛生所	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていたものが4件あった。</p> <p>1 契約名称：タクシーチケット発行に係る手数料  (1) 請求日：令和4年6月10日  (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年6月21日  (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年6月21日  (4) 支出負担行為額：792円</p> <p>2 契約名称：家畜保健衛生所で使用するガソリン自動車（小型・貨物・バン）の賃貸借契約に係る経費  (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和5年5月31日まで  (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日  (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日  (4) 支出負担行為額：666,144円</p> <p>3 契約名称：家畜保健衛生所で使用する小型貨物自動車（バンタイプ）の賃貸借  (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和4年8月31日まで  (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日  (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日  (4) 支出負担行為額：118,800円</p> <p>4 契約名称：小型乗用自動車（5号車）の賃貸借契約（延長）に伴う経費  (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和4年7月31日まで  (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日  (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日  (4) 支出負担行為額：96,800円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期  ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）

## 2 庶務諸給与事務

### (1) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																					
子どもライフサポートセンター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが4件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 674 1626 1041"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>令和4年4月5日</td> <td>令和4年4月5日</td> <td>令和4年4月5日</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月22日</td> <td>令和4年11月5日</td> <td>令和4年12月19日 令和5年1月4日</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和5年1月31日</td> <td>令和4年12月19日</td> <td>令和5年1月29日</td> <td>360円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年4月5日	令和4年4月5日	令和4年4月5日	500円	令和4年12月22日	令和4年11月5日	令和4年12月19日 令和5年1月4日	1,500円	B	令和5年1月31日	令和4年12月19日	令和5年1月29日	360円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額																
		当初入力日	重複入力日																				
A	令和4年4月5日	令和4年4月5日	令和4年4月5日	500円																			
	令和4年12月22日	令和4年11月5日	令和4年12月19日 令和5年1月4日	1,500円																			
B	令和5年1月31日	令和4年12月19日	令和5年1月29日	360円																			

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月2日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
四條畷保健所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年5月25日</td> <td>令和4年5月10日</td> <td>令和4年5月23日</td> <td>1,120円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年5月25日	令和4年5月10日	令和4年5月23日	1,120円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年5月25日	令和4年5月10日	令和4年5月23日	1,120円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
岸和田保健所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものが2件あった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 856"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年10月25日</td> <td>令和4年10月25日</td> <td>令和4年11月30日</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和5年3月23日</td> <td>令和5年3月22日</td> <td>令和5年3月27日</td> <td>920円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年10月25日	令和4年10月25日	令和4年11月30日	880円	B	令和5年3月23日	令和5年3月22日	令和5年3月27日	920円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額												
		当初入力日	重複入力日																
A	令和4年10月25日	令和4年10月25日	令和4年11月30日	880円															
B	令和5年3月23日	令和5年3月22日	令和5年3月27日	920円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
家畜保健衛生所	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 585 1626 760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年10月27日</td> <td>令和4年10月31日</td> <td>令和4年10月31日</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年10月27日	令和4年10月31日	令和4年10月31日	900円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年10月27日	令和4年10月31日	令和4年10月31日	900円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
教育センター	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となつていた。</p> <table border="1" data-bbox="510 583 1626 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年7月26日</td> <td>令和4年7月21日</td> <td>令和4年7月25日</td> <td>440円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年7月26日	令和4年7月21日	令和4年7月25日	440円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和4年7月26日	令和4年7月21日	令和4年7月25日	440円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月13日）

(2) 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
子どもライフサポートセンター	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 552 1629 728"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>滋賀県</td> <td>令和4年4月28日</td> <td>3,740円</td> <td>令和4年5月10日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	滋賀県	令和4年4月28日	3,740円	令和4年5月10日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日								
A	滋賀県	令和4年4月28日	3,740円	令和4年5月10日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月2日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																							
家畜保健衛生所	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、未精算のものが24件あった。</p> <table border="1" data-bbox="489 552 1626 1768"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td>茨城県</td> <td>令和4年4月16日 及び同月17日</td> <td>32,780円</td> <td>令和4年5月17日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和4年7月20日</td> <td>1,720円</td> <td>令和4年7月29日</td> </tr> <tr> <td>三重県</td> <td>令和4年9月13日</td> <td>5,860円</td> <td>令和4年9月29日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>茨城県</td> <td>令和4年5月10日 から12月9日まで</td> <td>904,161円</td> <td>令和4年5月2日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>茨城県</td> <td>令和4年5月15日 から同月27日まで</td> <td>44,810円</td> <td>令和4年6月15日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和4年7月20日</td> <td>2,680円</td> <td>令和4年7月29日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D</td> <td>茨城県</td> <td>令和4年6月1日 から同月10日まで</td> <td>36,790円</td> <td>令和4年6月15日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>令和4年7月20日</td> <td>2,800円</td> <td>令和4年7月29日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>令和4年9月29日 及び同月30日</td> <td>39,160円</td> <td>令和4年9月30日</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>群馬県</td> <td>令和4年6月19日 から同月21日まで</td> <td>52,680円</td> <td>令和4年8月16日</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>茨城県</td> <td>令和4年7月5日 から同月15日まで</td> <td>36,660円</td> <td>令和4年8月12日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日	A	茨城県	令和4年4月16日 及び同月17日	32,780円	令和4年5月17日	滋賀県	令和4年7月20日	1,720円	令和4年7月29日	三重県	令和4年9月13日	5,860円	令和4年9月29日	B	茨城県	令和4年5月10日 から12月9日まで	904,161円	令和4年5月2日	C	茨城県	令和4年5月15日 から同月27日まで	44,810円	令和4年6月15日	滋賀県	令和4年7月20日	2,680円	令和4年7月29日	D	茨城県	令和4年6月1日 から同月10日まで	36,790円	令和4年6月15日	滋賀県	令和4年7月20日	2,800円	令和4年7月29日	東京都	令和4年9月29日 及び同月30日	39,160円	令和4年9月30日	E	群馬県	令和4年6月19日 から同月21日まで	52,680円	令和4年8月16日	F	茨城県	令和4年7月5日 から同月15日まで	36,660円	令和4年8月12日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方自治法施行令】</b> (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	旅費支給日																																																					
A	茨城県	令和4年4月16日 及び同月17日	32,780円	令和4年5月17日																																																					
	滋賀県	令和4年7月20日	1,720円	令和4年7月29日																																																					
	三重県	令和4年9月13日	5,860円	令和4年9月29日																																																					
B	茨城県	令和4年5月10日 から12月9日まで	904,161円	令和4年5月2日																																																					
C	茨城県	令和4年5月15日 から同月27日まで	44,810円	令和4年6月15日																																																					
	滋賀県	令和4年7月20日	2,680円	令和4年7月29日																																																					
D	茨城県	令和4年6月1日 から同月10日まで	36,790円	令和4年6月15日																																																					
	滋賀県	令和4年7月20日	2,800円	令和4年7月29日																																																					
	東京都	令和4年9月29日 及び同月30日	39,160円	令和4年9月30日																																																					
E	群馬県	令和4年6月19日 から同月21日まで	52,680円	令和4年8月16日																																																					
F	茨城県	令和4年7月5日 から同月15日まで	36,660円	令和4年8月12日																																																					

	G	滋賀県	令和4年7月20日	2,760円	令和4年7月29日
	H	滋賀県	令和4年7月20日	2,540円	令和4年7月29日
		茨城県	令和4年10月3日から同月7日まで	33,220円	令和4年10月4日
	I	滋賀県	令和4年7月20日	2,640円	令和4年7月29日
	J	滋賀県	令和4年7月20日	2,860円	令和4年7月29日
		東京都	令和4年8月2日から同月4日まで	48,500円	令和4年8月3日
		東京都	令和4年9月29日及び同月30日	39,160円	令和4年9月30日
		茨城県	令和4年10月10日から同月14日まで	40,990円	令和4年10月12日
	K	滋賀県	令和4年7月20日	2,540円	令和4年7月29日
	L	兵庫県姫路市	令和4年8月31日	380円	令和4年9月7日
	M	東京都	令和4年10月12日から同月14日まで	44,740円	令和4年10月13日
		茨城県	令和4年10月24日から同月28日まで	32,860円	令和4年11月7日
	N	茨城県	令和4年10月17日から同月21日まで	31,160円	令和4年10月21日

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）

(3) 不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
池田子ども家庭センター	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 548 1608 1020"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年7月22日</td> <td>午前9時00分から午後2時00分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年8月10日</td> <td>午前9時00分から午後2時00分まで</td> <td>午前8時45分から午後5時15分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年7月22日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)	B	人間ドック	令和4年8月10日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前8時45分から午後5時15分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b>  <b>(職務に専念する義務)</b>  <b>第35条</b> 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b>  <b>(職務に専念する義務の免除)</b>  <b>第2条</b> 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。                  二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】</b>(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」)                  ○条例に基づく職務専念義務の免除                  本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1335 2703 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																					
A	人間ドック	令和4年7月22日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)																					
B	人間ドック	令和4年8月10日	午前9時00分から午後2時00分まで	午前8時45分から午後5時15分まで(全日)																					
根拠	条文	具体例	備考																						
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月12日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
家畜保健衛生所	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1611 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年7月29日</td> <td>午前8時30分から午後3時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年7月29日	午前8時30分から午後3時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】</b>(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1676 1335 2703 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年7月29日	午前8時30分から午後3時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月5日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
教育センター	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="513 548 1608 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年12月7日</td> <td>午前9時15分から午後1時30分まで</td> <td>午前9時15分から午後5時45分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年12月7日	午前9時15分から午後1時30分まで	午前9時15分から午後5時45分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】</b>(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1335 2703 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	人間ドック	令和4年12月7日	午前9時15分から午後1時30分まで	午前9時15分から午後5時45分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月13日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
子どもライフサポートセンター	<p>女性検診の受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="516 548 1611 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>女性検診</td> <td>令和4年10月25日</td> <td>午後1時00分から午後3時00分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	女性検診	令和4年10月25日	午後1時00分から午後3時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【地方公務員法】</b> (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b> (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】</b>(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1679 1335 2703 1619"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	女性検診	令和4年10月25日	午後1時00分から午後3時00分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)																
根拠	条文	具体例	備考																	
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年11月2日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
家畜保健衛生所	<p>職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならず、移動時間は勤務時間に含まれないが、移動時間を勤務時間を含めていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 548 1570 743"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 548 617 642">職員</th> <th data-bbox="617 548 973 642">在宅勤務を実施した日</th> <th data-bbox="973 548 1570 642">移動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 642 617 743">A</td> <td data-bbox="617 642 973 743">令和5年3月20日</td> <td data-bbox="973 642 1570 743">午後1時58分から午後3時52分まで</td> </tr> </tbody> </table>	職員	在宅勤務を実施した日	移動時間	A	令和5年3月20日	午後1時58分から午後3時52分まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【令和5年12月1日付け改正前の大阪府在宅勤務試行実施要領】</b>  (実施職員の勤務時間等)</p> <p>第5条</p> <p>3 事務取扱要領「第2 1 (2)」の規定に基づき、職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならない(移動時間を勤務時間に含まない)。また、職場での勤務における始業時刻又は終業時刻は、正規の勤務における始業時刻又は終業時刻と同様とする。</p> </div>
職員	在宅勤務を実施した日	移動時間						
A	令和5年3月20日	午後1時58分から午後3時52分まで						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月5日)

### 3 資産管理事務

#### (1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																				
岸和田子ども家庭センター	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 600 1629 978"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>本柱4本 支柱2本</td> <td>電話通信設備設置</td> <td>9,000円</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>共架柱3本</td> <td>電気通信設備設置</td> <td>4,500円</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>本柱4本 支線2本 支柱2本</td> <td>架空電線路支持物設置</td> <td>15,600円</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	本柱4本 支柱2本	電話通信設備設置	9,000円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	土地	共架柱3本	電気通信設備設置	4,500円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	土地	本柱4本 支線2本 支柱2本	架空電線路支持物設置	15,600円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																						
土地	本柱4本 支柱2本	電話通信設備設置	9,000円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																						
土地	共架柱3本	電気通信設備設置	4,500円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																						
土地	本柱4本 支線2本 支柱2本	架空電線路支持物設置	15,600円	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
修徳学院	<p>行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 663"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>48.56㎡</td> <td>小・中学校各職員の配席場所</td> <td>免除</td> <td>(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では、許可期間が「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
建物	48.56㎡	小・中学校各職員の配席場所	免除	(注) 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項																																										
中部農と緑の総合事務所	<p>借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1709 1381"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>枚方市津田北町三丁目2924-2</td> <td>13.68㎡</td> <td>ため池防災テレメータ観測局用地（惣喜池）</td> <td>無償</td> <td>(注1) 平成2年11月9日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>四條畷市大字下田原2222-1</td> <td>13.68㎡</td> <td>ため池防災テレメータ観測局用地（寒谷池）</td> <td>無償</td> <td>(注2) 平成4年4月1日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>枚方市長尾東町一丁目4749</td> <td>11.84㎡</td> <td>ため池防災テレメータ観測局用地（長尾大池）</td> <td>無償</td> <td>(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>東大阪市日下町一丁目1669</td> <td>11.84㎡</td> <td>ため池防災テレメータ観測局用地（日下新池）</td> <td>無償</td> <td>(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>東大阪市東豊浦町1638</td> <td>18.06㎡</td> <td>ため池防災テレメータ観測局用地（豊浦山地）</td> <td>無償</td> <td>(注4) 平成5年1月11日から令和5年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>交野市私市九丁目5022-6、5022-7</td> <td>2710.51㎡</td> <td>ほしだ園地用地</td> <td>782,000円</td> <td>(注5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では、借用期間が「平成2年11月9日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。  (注2) 公有財産台帳では、借用期間が「平成4年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。  (注3) 公有財産台帳では、借用期間が「平成4年12月16日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。  (注4) 公有財産台帳では、借用期間が「平成5年1月11日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。  (注5) 公有財産台帳では、借用期間が「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>						種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	枚方市津田北町三丁目2924-2	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（惣喜池）	無償	(注1) 平成2年11月9日から令和5年3月31日まで	土地	四條畷市大字下田原2222-1	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（寒谷池）	無償	(注2) 平成4年4月1日から令和5年3月31日まで	土地	枚方市長尾東町一丁目4749	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（長尾大池）	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで	土地	東大阪市日下町一丁目1669	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（日下新池）	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで	土地	東大阪市東豊浦町1638	18.06㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（豊浦山地）	無償	(注4) 平成5年1月11日から令和5年3月31日まで	土地	交野市私市九丁目5022-6、5022-7	2710.51㎡	ほしだ園地用地	782,000円	(注5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (借用財産)  第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。  2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。  (使用許可、貸付又は使用承認の状況)  第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b>  第2章 公有財産の取得  第3節 借用  府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。  借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間																																												
土地	枚方市津田北町三丁目2924-2	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（惣喜池）	無償	(注1) 平成2年11月9日から令和5年3月31日まで																																												
土地	四條畷市大字下田原2222-1	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（寒谷池）	無償	(注2) 平成4年4月1日から令和5年3月31日まで																																												
土地	枚方市長尾東町一丁目4749	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（長尾大池）	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで																																												
土地	東大阪市日下町一丁目1669	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（日下新池）	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで																																												
土地	東大阪市東豊浦町1638	18.06㎡	ため池防災テレメータ観測局用地（豊浦山地）	無償	(注4) 平成5年1月11日から令和5年3月31日まで																																												
土地	交野市私市九丁目5022-6、5022-7	2710.51㎡	ほしだ園地用地	782,000円	(注5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで																																												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
和泉保健所	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	<p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
	建物	17.05㎡	清掃業務委託に係る従事者控室	免除	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
家畜保健衛生所	<p>公有財産（工作物）について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="572 499 1525 632"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>取得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外灯設備</td> <td>照明装置</td> <td>1</td> <td>238,700円</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	取得金額	外灯設備	照明装置	1	238,700円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  （台帳の取得登録）  第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。  （以下略）</p> </div>
財産名称	種目	数量	取得金額							
外灯設備	照明装置	1	238,700円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）

(2) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
消防学校	下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。					<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
	品 種	品 目 商品名	当初受入年月日	数 量	金 額	<p>【大阪府財務規則】                      (物品の出納の通知及び帳簿の記載)                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿 (様式第39号)</p>
	雑品類	繊維類 訓練人形 (帝商株式会社製)	令和4年10月13日	2	308,000 円	

監査 (検査) 実施年月日 (委員 : 令和一年一月一日、事務局 : 令和5年10月2日から令和6年1月31日まで)

## 4 新公会計事務

### (1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
教育センター	<p>設計委託業務について、令和4年度中に当該設計に基づく工事が完了していないにもかかわらず、建設仮勘定が精算され、本資産勘定への振替が行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 600 1626 751"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>本資産勘定への振替額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務</td> <td>9,209,200円</td> <td>9,209,200円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額	令和4年度	大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務	9,209,200円	9,209,200円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b> (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b> 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。(以下略)</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	本資産勘定への振替額							
令和4年度	大阪府教育センター特定天井改修工事設計業務	9,209,200円	9,209,200円							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月13日)

(2) 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
中央子ども家庭センター	<p>改修工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年10月26日（検査日：令和4年10月27日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1246 674">工事名称</th> <th data-bbox="1246 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1246 758">電話交換機改修工事</td> <td data-bbox="1246 674 1617 758">2,497,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	電話交換機改修工事	2,497,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>                      (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」                      (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
電話交換機改修工事	2,497,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
池田子ども家庭センター	<p>増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年5月30日（検査日：令和4年5月30日）</p> <table border="1" data-bbox="528 585 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 585 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 585 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">コンセント増設工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">143,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	コンセント増設工事	143,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」  (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
コンセント増設工事	143,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
修徳学院	<p>設置工事、改修工事及び増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>1 工事完了日：令和4年7月26日（検査日：令和4年7月26日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアコン設置工事</td> <td>227,480円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 工事完了日：令和4年12月20日（検査日：令和4年12月20日）</p> <table border="1" data-bbox="528 835 1617 1010"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧厨房土間改修工事</td> <td>1,650,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 工事完了日：令和4年12月23日（検査日：令和4年12月23日）</p> <table border="1" data-bbox="528 1087 1617 1262"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話増設工事</td> <td>352,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	エアコン設置工事	227,480円	工事名称	金額	旧厨房土間改修工事	1,650,000円	工事名称	金額	電話増設工事	352,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録）</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>（台帳価格）</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p>
工事名称	金額													
エアコン設置工事	227,480円													
工事名称	金額													
旧厨房土間改修工事	1,650,000円													
工事名称	金額													
電話増設工事	352,000円													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
子どもライフサポートセンター	<p>設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年6月15日（検査日：令和4年6月15日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">洗濯パン設置工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">407,000円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	洗濯パン設置工事	407,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」  (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
洗濯パン設置工事	407,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年11月2日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
藤井寺保健所	<p>配線工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和4年4月5日（検査日：令和4年4月5日）</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1617 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 583 1243 674">工事名称</th> <th data-bbox="1243 583 1617 674">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 674 1243 758">藤井寺保健所 2階LAN配線工事</td> <td data-bbox="1243 674 1617 758">101,530円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	藤井寺保健所 2階LAN配線工事	101,530円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>  (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」  (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。</p> </div>
工事名称	金額					
藤井寺保健所 2階LAN配線工事	101,530円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月2日から令和6年1月31日まで）

## 5 その他

### (1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
南大阪高等職業技術 専門学校	<p>行政財産の使用許可を行った自動販売機2台の電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="587 653 1389 869"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気メーター 1台</td> <td>令和5年1月</td> </tr> <tr> <td>電気メーター 1台</td> <td>令和5年3月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	電気メーター 1台	令和5年1月	電気メーター 1台	令和5年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【計量法】</b> (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
計量器の種類	有効期間の終期							
電気メーター 1台	令和5年1月							
電気メーター 1台	令和5年3月							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年11月14日)

(2) 毒劇物管理の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項
公立大学法人大阪	保管する毒劇物について、保管状況を確認したところ、要綱で定める適正な保管がされていなかった。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	品名	毒劇物 取締法	在庫量	不備の内容	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校化学物質管理要綱】</b> (毒物又は劇物の管理)</p> <p>第5条 管理責任者及び取扱保管責任者は、毒物及び劇物の登録・保管状況、使用状況並びに廃棄処分状況等を定期的に点検し、毒物劇物取扱者に対して適正管理を指導しなければならない。</p> <p>2 毒物及び劇物の保管については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毒物又は劇物については、盗難等を防止するため、金属製などの堅牢な施錠できる保管庫に保管すること。</p> <p>(3) 毒物又は劇物は、その他の化学物質とは別に保管すること。</p> </div>
	アセトニトリル	対象	1000g	監査確認日において、現物が確認出来なかった。	
	メタノール	対象	1110.2g	毒劇物保管庫外の床に置かれていた。	
	メタノール	対象	2299.7g	毒劇物保管庫外の床に置かれていた。	
	3 - アミノプロピル トリエトキシシラン	対象外	25g	毒劇物取締法対象外のその他の化学物質が、毒物及び劇物の保管庫と一緒に保管されていた。	

監査（検査）実施年月日（委員：令和5年12月5日、事務局：令和5年10月4日から同月13日まで）